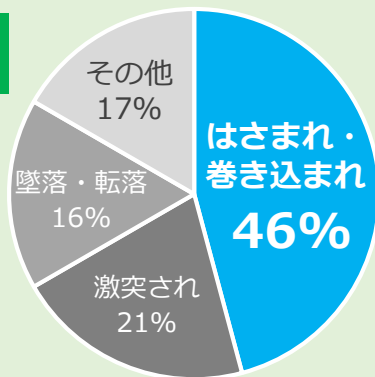


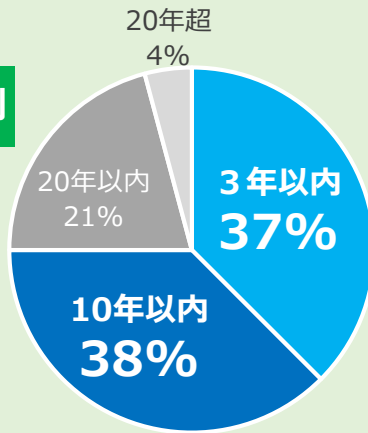
# フォークリフトによる労働災害防止を徹底しましょう！

- ・花巻労働基準監督署管内におけるフォークリフトによる休業4日以上の死傷災害は、令和元年から令和5年までの5年間で24件発生しています。
- ・5年間の内訳では、事故の型別で「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、経験年数別で「3年以内」「10年以内」が多数を占めるなど、フォークリフトの使用方法を正しく理解し、使用していない結果、重篤な災害を発生させているケースが少なくありません。
- ・中でも、約40%の災害がバック走行時に発生しています。令和6年10月にはバック走行してきたフォークリフトに激突され死亡する労働災害が発生したところです。

## 事故の型別



## 経験年数別



- ・このリーフレットでは、労働安全衛生関係法令や「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づくフォークリフトによる労働災害防止対策を取りまとめています。
- ・「フォークリフトによる労働災害防止のためのポイント」を参考に対策を進めましょう。

## 災害事例

	業種	災害発生状況	休業期間
事例 1	卸売業	事業場内の荷捌き室において商品のピッキング作業中、後退してきたフォークリフトのタイヤに右足を挟まれ骨折したものの。	2か月
事例 2	製造業	フォークリフトの爪にフレコンバックのヒモを掛ける作業を行っていた際、サイドブレーキを引いていなかったためフォークリフトが前進し轢かれ、骨折したものの。	70日
事例 3	運送業	荷卸し先にて、鋼材をフォークリフトで吊っていたところ、吊り具のスリングベルトが外れ鋼材が落下、トラックの荷台との間に手を挟まれ骨折したものの。	2か月



## 5 制限速度、安全通路の設定

- (1) 制限速度
  - ・構内でのフォークリフトの制限速度を定めること（労働安全衛生規則第151条の5）。
- (2) 安全通路
  - ・フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。
  - ・定めたルールについては、荷役作業を行う労働者の見やすい位置に掲示すること。

## 6 死角場所への対応

- ・通路の死角部分にミラーの設置などを行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。



## 7 警報装置の設置

- ・構内の騒音、照度等の作業環境に合ったパトランプや走行ブザーによるフォークリフト走行時の警報装置を設けること。

## 8 フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- (1) 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- (2) フォーク等の下部に立ち入らないこと（労働安全衛生規則第151条の9）。修理、点検等のためやむを得ずフォーク等の下部に立ち入る場合は、安全ブロック等を使用すること。
- (3) 偏荷重が生じないように積載し、荷崩れ防止措置を行うこと（労働安全衛生規則第151条の10）。
- (4) 停車時には、フォーク等を最低降下位置に置き、逸走防止措置を確実にすること（労働安全衛生規則第151条の11）。
- (5) 荷のつり上げ、人の昇降などの用途外使用をしないこと（労働安全衛生規則第151条の14）。
- (6) シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時は、シートベルトを使用すること。
- (7) マストとヘッドガードにはさまれる災害防止のため、運転席から身を乗り出さないこと。
- (8) 急停止、急旋回を行わないこと。
- (9) フォークに荷を載せての前進時は、前方（荷の死角）の安全確認を徹底すること。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
- (10) 運転席等が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全带等の使用等の墜落防止措置を講じること。
- (11) 構内を歩行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触防止のため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰などから飛び出さないこと。

## 9 その他実施事項

- (1) 職場巡視の実施（労働安全衛生規則第6条）
  - ・安全管理者はフォークリフト作業場を巡視し危険防止の措置を取ること。
- (2) 接触防止措置の実施（労働安全衛生規則第151条の7）
  - ・フォークリフトや荷との接触危険箇所への立入禁止、運行経路と歩道の分離、誘導者の配置、標識の設置等を行うこと。
- (3) リスクアセスメント等の実施（労働安全衛生法第28条の2）
  - ・フォークリフト関連作業への事前の危険性を把握し、リスクの低減を図ること。



# フォークリフトによる労働災害防止のためのチェックリスト

## チェック項目

		☑
1	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を持つ者に行わせている。	<input type="checkbox"/>
2	フォークリフト作業について安全教育を実施し、危険性を理解させている。	<input type="checkbox"/>
3	年に1回の特定自主検査、月に1回の月例検査を実施し、これらの点検記録は3年間保存している。	<input type="checkbox"/>
4	作業日ごとに作業開始前点検を実施している。	<input type="checkbox"/>
5	運行経路、作業方法等を示した作業計画を作成し、関係労働者に周知している。	<input type="checkbox"/>
6	複数の労働者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置している。	<input type="checkbox"/>
7	フォークリフトの使用ルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示している。	<input type="checkbox"/>
8	通路の死角部分にミラー等を設置して運転者に周知している。	<input type="checkbox"/>
9	運転位置から離れる際はフォークを最低降下位置に置き、エンジンを止め、ブレーキを確実にかけている。	<input type="checkbox"/>
10	荷のつり上げ、人の昇降等の定められた用途以外の使用を禁止している。	<input type="checkbox"/>
11	フォークリフトの作業場所へ労働者の立入りを禁止している。 (または誘導者を配置している。)	<input type="checkbox"/>

## 参考情報・ホームページのご案内

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」をはじめ、安全衛生に関する各種リーフレットを掲載しています。

安全衛生 リーフレット 検索



- フォークリフトを含めた労働災害事例を検索できるほか、ヒヤリハット・KY活動等に役立つ情報を掲載しています。

職場のあんぜんサイト 検索



- 最新の労務管理・安全衛生に関する情報のほか、労働災害統計、各種様式などを掲載しています。

花巻監督署からのお知らせ 検索

